

校長	副校長	教頭	保健室	情報G	担任

出席停止・忌引・公欠等届

クラス	年 組 番						
氏 名							
申請理由	<input type="checkbox"/> 出席停止 <input type="checkbox"/> 忌 引 <input type="checkbox"/> 入学試験等 <input type="checkbox"/> 公欠 <input type="checkbox"/> その他 (部)						
期 間	令和 年 月 日 校時 ～ 令和 年 月 日 校時						
詳 細	感染症の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">診断名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>診察を受けた 医療機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受診した日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table>	診断名		診察を受けた 医療機関名		受診した日	令和 年 月 日
	診断名						
診察を受けた 医療機関名							
受診した日	令和 年 月 日						
入学試験等、公欠、その他の場合 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; padding: 5px;"> 詳細を記入 </div>							
上記のとおり申請します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 令和 年 月 日 神奈川県立川和高等学校長 殿 保護者等氏名 </div>							

※出席停止・忌引等の場合は、登校してから2週間以内に担任に提出してください。
 ※公欠の場合は、公欠日の3日前までに担任に提出してください。

学校感染症の出席停止期間の基準

下記の表の感染症は、学校保健安全法施行規則第 18・19 条の規定により出席停止です。登校を停止し療養してください。

分類	病名	出席停止の期間																			
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで																			
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)</td> <td>発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで</td> </tr> <tr> <td>百日咳</td> <td>特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>麻疹(はしか)</td> <td>解熱した後3日を経過するまで</td> </tr> <tr> <td>流行性耳下腺炎</td> <td>耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>発疹が消失するまで</td> </tr> <tr> <td>水痘(みずぼうそう)</td> <td>すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで</td> </tr> <tr> <td>咽頭結膜熱(プール熱)</td> <td>主要症状が消退した後2日を経過するまで</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症</td> <td>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</td> </tr> <tr> <td>結核</td> <td rowspan="2">病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで</td> </tr> <tr> <td>髄膜炎菌性髄膜炎</td> </tr> </table>	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	風しん	発疹が消失するまで	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	髄膜炎菌性髄膜炎	ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで																				
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで																				
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで																				
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで																				
風しん	発疹が消失するまで																				
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで																				
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで																				
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで																				
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで																				
髄膜炎菌性髄膜炎																					
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで																			